

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定したので、同条第 8 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 3 月 31 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を作成した地区

- (1) 牛根地区
- (2) 協和地区
- (3) 水之上地区
- (4) 垂水地区
- (5) 柊原地区
- (6) 新城地区
- (7) 大野地区
- (8) 上野台地地区